

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月5日
【会社名】	株式会社オートウェーブ
【英訳名】	AUTOWAVE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 廣岡 等
【本店の所在の場所】	千葉県稲毛区宮野木町1850番地
【電話番号】	043-250-9090
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 矢田 裕実
【最寄りの連絡場所】	千葉県稲毛区宮野木町1850番地
【電話番号】	043-250-9090
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 矢田 裕実
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 352,050,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,350,000株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成22年3月5日開催の取締役会決議に基づくものであります。

2. 振替機関の名称及び住所は以下の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,350,000株	352,050,000	176,025,000
一般募集			
計（総発行株式）	1,350,000株	352,050,000	176,025,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

当社会長 廣岡 等割当分

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
293	146.5	100株	平成22年3月23日（火）	該当事項なし	平成22年3月23日（火）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式にかかる割当てを受ける権利は消滅いたします。

3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所に申込み、払込期日に下記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものいたします。

5 当社会長廣岡等に対する60万株についてはディスカウントを設けず取締役会発行決議の直前営業日平成22年3月4日の終値293円で発行することといたしました。払込総額は175,800千円になります。

##### (3)【申込取扱場所】

当社会長 廣岡 等割当分

店名	所在地
株式会社オートウェーブ 管理統括本部	千葉市稲毛区宮野木町1850番地

## (4) 【払込取扱場所】

当社会長 廣岡 等割当分

店名	所在地
株式会社りそな銀行 東京営業部	東京都文京区後楽2丁目5番1号

## (5) 【募集の条件】

当社取引先等及び当社関係者割当分

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
235	117.5	100株	平成22年3月23日(火)	該当事項なし	平成22年3月23日(火)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式にかかる割当てを受ける権利は消滅いたします。

3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所に申込み、払込期日に下記払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものいたします。

5 当社取引先及び当社関係者に対する75万株については、直前3ヶ月間の終値平均を参考に235円(ディスカウント率9.84%)といたしました。払込総額は176,250千円となります。

詳細については発行条件をご覧ください。

## (6) 【申込取扱場所】

当社取引先等及び当社関係者割当分

店名	所在地
株式会社オートウェーブ 管理統括本部	千葉市稲毛区宮野木町1850番地

## (7) 【払込取扱場所】

当社取引先等及び当社関係者割当分

店名	所在地
株式会社りそな銀行 千葉支店	千葉市中央区中央1丁目1番3号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
352,050,000	3,300,000	348,750,000

(注) 1 発行費用の概算額には、消費税が含まれておりません。

2 発行費用の概算額は以下のとおりであります。

弁護士・公認会計士費用 500,000円

割当先調査費用 1,200,000円

登記費用 1,500,000円

その他諸費用 100,000円

## (2)【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
借入金の返済	175,800,000	平成22年3月23日
設備投資資金	172,950,000	平成22年7月～平成23年3月31日

## ? 大規模募集に至る経緯

当社は、自動車用品事業を取り巻く環境が厳しいなか、近年オープンした店舗等の不振、カーナビゲーション等の標準装着化による売上減少及び競争激化による売上総利益の減少、広告宣伝費の増加による営業利益の減少等により、平成19年3月期から3期連続して当期純損失を計上しており、業績悪化が続いております。

このような状況において、当社が資金を調達していた金融機関に対して、借入金の約定返済が難しい状況となったため、借入先金融機関に対し「経営改善計画」を提出し債務返済期限の延長を要請し、平成20年6月11日にこれら金融機関との間で「債権者間協定書」の調印を終了いたしました。

「債権者間協定書」の概要は次のとおりであります。

## 債務の内容

借入先：借入先金融機関全6行

債務の種類：借入金

債務の総額：5,369百万円

## 金融支援の内容

協定期間を平成20年5月より平成22年7月末日までとし、各決算期末(3月末)における余剰資金を年1回、非保全借入金の割合に応じて返済する予定。

## 経営改善計画の概要

## (1) 計画期間

計画期間は、平成21年3月期から平成23年3月期まで3ヵ年

## (2) 経営改善計画の内容

## 店舗リストラ

不採算店舗6店の閉鎖

宇都宮店、小山店、土浦店、及びオイルボーイ3店(塩浜店、津田沼店、三角町店)

テナント開発・余剰施設の削減により固定費の圧縮に努める

新山下店、たまさかい店へのテナント誘致等

## 営業戦略の見直し

物販を量販するための売上重視から利益重視とします。

物販主体からサービス主体に切替えます。

## 固定費の見直し

役員報酬カット、人件費の削減、広告宣伝費の削減、地代家賃の削減を行う。

## 資産売却

投資有価証券、遊休不動産の売却を行う。

## (3) 債務弁済計画

各決算期末の余剰資金により、上記の方法により返済を行う。

この計画に従い、平成21年3月期には、投資有価証券の売却、不採算店舗の閉店(オートウェーブ4店舗、オイルボーイ4店舗)を完了するとともに、役員数の削減を実施しております。さらに閉店に伴い人件費を削減しております。平成20年8月及び9月には閉店3店舗の不動産を、平成20年10月には平成16年に閉店し現在賃貸中の旧野田店の不動産を売却し資産の流動化を図りました。しかしながら、不採算店舗の閉鎖等の効果は、平成21年3月期では未だ十分に発現せず経常利益の黒字化には至っておらず、平成19年3月期から3期連続で経常損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなりました。また、上記「債権者間協定書」に含まれる「経営改善計画」における粗利額が、計画比大幅な未達となり、経常利益にて大幅な乖離が生じているため、「債権者間協定書」に定められた「協定からの離脱」に抵触し、協定金融機関が離脱する可能性があり、金融機関から新たな資金支援が得られるか不透明な状況となりました。

当該状況により、平成21年3月期有価証券報告書における「継続企業の前提に関する注記」には「現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」と表記することになりました。このため、取引先様より当社事業の継続性に対する不安が寄せられ、取引先から商品代金の支払日の前倒しや、保証金の差し入れを求められるなど、取引条件の変

更を求められています。こうしたことからキャッシュ・フローの悪化を招くとともに、仕入単価が上昇するなど、粗利額の改善が遅れ、売上達成と経費改善は進んでいるものの、結果として計画通り経常利益が生み出せず、資金繰りが圧迫されております。

平成21年3月期第3四半期連結累計期間においても経常損失137百万円を計上しており、計画通り経常利益が生み出せておらず、平成21年3月期第4四半期連結累計期間においても、計画を下回る状況が続いております。

また、手元資金については、平成22年3月期第1四半期決算の四半期連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」は252,145千円まで減少し、在庫削減等による経常資金収支の改善に努めているものの限界があり、資金繰りが圧迫されることになりました。

このような状況のもと、当社は平成21年10月に資金ショートを起こす見込となり、会社存続の危機に陥ったため、会社存続のために必要な事業資金を確保することが急務なものと判断し、平成21年9月18日付で第三者割当の方法により、新株式および新株予約権の発行の取締役会決議を行い、平成21年10月22日に505百万円の資金を確保いたしました。

当該第三者割当増資による新株式発行により調達した資金については、資金ショートへの対処および、平成22年3月期下期の経営基盤を安定させるため、緊急性の高い用途に充当しております。

また、当該第三者割当増資による新株予約権(3億円分)については、老朽化した店舗に新規店舗を建設する目的で発行いたしました。平成22年1月21日から平成22年3月4日までの行使を通じて確保した2億4千万円の資金を、取引先への差入保証金に充当すると共に、今後成長を期待している自動車販売の中古車買取資金に活用しています。

#### ? 現在の経営状況について

平成22年2月8日発表、オートウェーブ連結業績(単位百万円)からの抜粋

	第2四半期累計期間	第3四半期会計期間	第4四半期会計期間 (予想)
売上	6,879	3,435	2,996
経常損失	354	22	214
純損失	379	267	209
現金同等物残高	173	256	330

当社の業績は、平成22年2月8日に発表した内容の通り、売上は低迷をしているものの、仕入原価、販売管理費の圧縮を通じて、前期に比べ、経常利益で改善する見込みであり、第3四半期に計上した減損会計引当金、閉店、合理化に伴う構造改革引当金などを引当てたことにより、当期純利益は前期より悪化する見込みであります。

また、手元資金については、新株予約権の行使が平成22年1月21日より平成22年2月25日の期間に240百万円あったことなどから、平成22年3月31日の現金及び現金同等物の予想残高は、330百万円になる予定であり、投資活動を除く来期必要となる運営資金は当面確保できる見込みです。

#### ? 今回の第三者割当増資の目的

第三者割当増資における廣岡等への割当分では、6銀行と結んだ債権者間協定書の債務弁済計画により、協定期間を平成20年5月より平成22年7月末日までとし、各決算期末(3月末)における余剰資金を年1回、非保全借入金の割合に応じて返済する予定で計画しておりましたが、平成21年3月末(前期)と平成22年3月末(今期)の2期連続で決算期末に余剰資金が生まれない見込みとなり、平成22年7月末日に期限の到来する銀行と交わした債権者間協定書の履行が難しい状況となっております。当社は、事業継続のためには平成22年5月末に予定されている債権者間協定書の再締結を行うことが不可欠であります。現状のままでは再締結が難しい状況です。このため、当社は、当社会長の廣岡等が持つ金融資産であって、当社の銀行借入金の担保に供されている株券・預金からなる金融資産を売却及び解約により処分し、その資金をもって平成22年4月末日に返済期を迎える銀行債務の一部弁済を行うことが望ましいと判断し、当社会長の廣岡等の了解を得て廣岡等の金融資産の売却と定期預金解約を原資として、債務弁済資金に充てることといたしました。これにより、平成22年7月末に予定されている債権者間協定書の再締結が確定となるものではありませんが、当社が平成22年1月に行った人員合理化による経費削減やその他の費用削減の実績を積み重ね、来期(平成23年3月期)の黒字転換計画の蓋然性を高めながら、債権者間協定書の再締結を、協定銀行にお願いしてまいります。今回の銀行債務の弁済資金は、全て当社会長の廣岡等が当社銀行借入金の担保として提供した個人資産を充てており、今回廣岡等が払込金として私財を提供する金額に相当する新株式をディスカウントのない当社株式の市場価格で除し、求められた株式数で廣岡等への第三者割当増資することといたしました。

取引先等及び当社関係者への割当により調達する172,950千円は、a. 板金・車検事業の強化費、b. 老朽化した7店舗(宮野木店、柏沼南店、浜野店、富里店、美女木店、新山下店、君津店)の店舗改装費、c. システム構築費として充当します。

- a. 柏店と美女木店の板金事業強化を行い、板金事業の売上を今期に対して倍増させるため、機械設備の拡充を図るための設備投資となります。また、君津店で新たに車検事業を開始し、君津店の収益性の向上を図ることを目的とした設備投資となります。
- b. 開店後10年以上経過した店舗では、外壁の劣化や汚れがあるなど、競合店と比べて見劣りする状況があり、また、店舗内外の照明設備が旧式で、照明が暗く電気代がかかりすぎる問題があることや、レジが分散し非効率となっていることなど、店舗改装の重要性が増してきております。こうした改装を通じて、減少している集客数に歯止めをかけ、カー用品の売上の挺入れを図るとともに、水道光熱費の削減や人員の合理的な配置を併せて行い、投資資金の効率的な回収をはかるよう計画しております。
- c. 今後当社が期待する車検事業および車検を含む自動車メンテナンスとして好評なカーケアクラブの事業活動を円滑に進めるため、保守限界を経過した現在の車検システムを、再構築するためのシステム投資を計画しております。基幹システムを補助するシステムを構築費に充て、車検、カーケアの運用管理を強化するよう計画しております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	氏名	廣岡 等	
	住所	千葉県浦安市	
	職業	当社代表取締役会長	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	805,840株
	人事関係	当社代表取締役会長。	
	資金関係	個人資産を当社に借入金担保物件として提供	
	技術又は取引関係	個人資産を当社に借入金担保物件として提供	

a. 割当予定先の概要	名称	ミシュランタイヤ千葉販売株式会社	
	本店の所在地	千葉県四街道市小名木83 - 1	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 西田 榮一	
	資本金	自動車用タイヤ及びサイルチェーン	
	事業の内容	20百万円	
	主たる出資者及びその出資比率		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株式を176,200株所有
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社の業務提携先	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社 ボックスグループ	
	本店の所在地	埼玉県さいたま市	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 松田 芳久	
	資本金	50百万円	
	事業の内容	スーパーメディアコンプレックス「スーパーソフトボックス」	
	主たる出資者及びその出資比率		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社美女木店の収益改善のため店舗跡地に出店いただいた協力企業	

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社信越電装	
	本店の所在地	東京都大田区南馬込 5 - 30 - 6	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 小林 澄夫	
	資本金	40百万円	
	事業の内容	自動車電装品販売修理	
	主たる出資者及びその出資比率		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社の仕入先	

a . 割当予定 先の概要	名称	株式会社 日本シナプス	
	本店の所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目15番 5 号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 木村 光宏	
	資本金	30百万円	
	事業の内容	アウトソーシング事業、就職コンサルティング事業、販売促進・マーケティング事業	
	主たる出資者及びその出資比率		
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	21,800株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社の業務委託先	

a . 割当予定 先の概要	氏名	木村 光宏	
	住所	東京都中野区	
	職業	当社取引先の株式会社日本シナプスの代表取締役社長	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社の業務委託先の社長	

a . 割当予定 先の概要	氏名	井上 義人	
	住所	東京都葛飾区	
	職業	当社取引先の株式会社ジェットイノウエの社長	
b . 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	当社が保有している 割当予定先の株式の 数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有し ている当社の株式の 数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社の業務委託先の社長	

a . 割当予定先の概要	氏名	永田 秀次	
	住所	大阪市阿倍野区	
	職業	当社取引先の永田産業株式会社の代表取締役社長	
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	10,100株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社の業務委託先の社長	

a . 割当予定先の概要	氏名	相山 一善	
	住所	島根県江津市	
	職業	当社顧問として当社のコンサルティングを担当	
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	70,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c . 割当予定先の選定理由

廣岡等への割当分について

6銀行と結んだ債権者間協定書の債務弁済計画により、協定期間を平成20年5月より平成22年7月末日までとし、各決算期末（3月末）における余剰資金を年1回、非保全借入金の割合に応じて返済する予定で計画しておりましたが、前期及び今期の2期連続で決算期末に余剰資金が生まれず、当社会長の廣岡等が持つ、金融資産を売却及び解約により処分し、その資金をもって弁済資金に充てるためのものであり、返済資金の調達先として、廣岡等のもつ金融資産の売却に頼らざるを得ない状況から、当社は提供資産の同等額を新株式発行し第三者割当により廣岡等へ割当てることを選択いたしました。

当社では、廣岡等からの借入金による処理も検討しておりましたが、その場合、借入金に対する金利等の発生があり、また、実質的な債務が減少しないという問題を抱えることになるため、金利等を発生させず、債務圧縮が可能となる新株発行の方法を選びました。

取引先等及び当社関係者への割当分

当社は、銀行等金融機関からの新規借入は「債権者間協定書」の内容から難しく、株式公募増資が当社の財務状況から困難であるなか、必要資金を調達するには、第三者割当による新株式発行しか、方法がなかったことから、第三者割当による新株式発行を選択いたしました。発行予定株式の失権等を招き、当社に投資する皆さまに多大なご迷惑をおかけしたことから、すでに信頼関係を当社と既に築いている取引先及び当社関係者を割当先と致し、暴力団等反社会勢力とは一切関係がなく、さらにその調査を行ったうえ、資金の十分性を確認いたしました。また、当社の取引先等及び当社関係者に第三者割当による株式を発行することで、現在円滑に行われている取引関係をさらに充実させていくことを目指すものです。

## d．割り当てようとする株式の数

割当先の名称	割当株数（当社普通株式）
廣岡 等	600,000
ミシュランタイヤ千葉販売株式会社	200,000
株式会社信越電装	50,000
株式会社ボックスグループ	50,000
株式会社 日本シナプス	25,000
木村 光宏	25,000
井上 義人	300,000
永田 秀二	50,000
相山 一善	50,000

## e．株券等の保有方針

当社は割当先である廣岡等、ミシュランタイヤ千葉販売株式会社、株式会社信越電装、株式会社ボックスグループ、株式会社日本シナプス、木村光宏氏、井上義人氏、永田秀二氏、相山一善氏との間において、書面による保有方針に関する確認書を結び、当社の現状と課題、事業の本質、経営基盤等を理解し、当社の企業価値を高める上で、既存株主にも配慮したうえ、中長期（半年から2年）に渡る投資として第三者割当増資により発行された株式を保有する方針であることを確認しております。

## f．払込みに要する資金等の状況

当社は、全ての割当先より預金通帳等、資金の十分性を示す書類の写しの提出を求め、払込資産の十分性を確認しております。

## g．割当予定先の実態

当社は割当先である廣岡等を除く、ミシュランタイヤ千葉販売株式会社、株式会社信越電装、株式会社ボックスグループ、株式会社日本シナプスから会社役員、並びに主要株主が暴力団等反社会勢力とは一切関係がない旨、取引関係の中で確認しております。また、井上義人氏、永田秀二氏、木村光宏氏、相山一善氏についても、暴力団等反社会勢力とは一切関係がない旨の確認を直接行っております。さらに、当社としては、反社会勢力との関係がないかの調査を調査会社に依頼し、廣岡等を除く各割当予定先に問題のないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

当社は、今般行われる第三者割当増資の発行条件の合理性に関して、株式会社ジャスダック証券取引所が平成21年12月30日に改正した「上場会社の企業行動に関する規範」で求める、「経営者から一定程度独立したものによる当該割当ての必要性および相当性に関する意見の入手」等の手続きは必要となっておりません。しかしながら、今般の増資では、当社の代表取締役会長である廣岡等へ新株を割当てること、及び、その割当発行条件の妥当性、当社の取引先等及び当社関係者へ新株を割当て、発行価格を割引くこと、半年前に大規模な増資を行っており、希薄化が懸念されることから、当社は、社外監査役と当社顧問弁護士及び独立した外部専門家である公認会計士の3者からなる第三者委員会を設置し、本件第三者割当増資に関する事項（発行の目的および理由、調達資金の額、用途および支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成および持株比率、業績への影響の見通し、増資による希薄化率）、ならびにその他必要および相当性に関する意見を求めることと致しました。

第三者委員会は、当社取締役会に対して、取締役に対して質問を実施するなどし、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」、株式会社ジャスダック証券取引所が平成21年12月30日に改正を行った「上場会社の企業行動に関する規範」を参考にしながら、意見書をまとめ、平成22年3月4日にその意見書を当社に提出しております。

当社取締役会においては、上記の第三者委員会から受領した意見書を参考に本件第三者割当による新株発行を決議いたし

ました。

#### (1) 発行価格の算定根拠

##### 廣岡等への発行価格

当社会長廣岡等へ割当てる新株式については、当該第三者割当増資に係る取締役会発行決議の直前営業日（平成22年3月4日）のジャスダック証券取引所が公表した普通株式の終値である293円でディスカウントを設けずに発行することといたしました。

当社代表取締役会長である廣岡等への割当価格については、第三者委員会の意見書を考慮し、当社4期連続して赤字を計上した経営責任があるなかで、投資家の現在の当社に対する評価を最も適正に反映していた取締役会発行決議の直前営業日の株価の終値で発行することにより、既存株主の権利を侵害することなく、発行目的を実現できるものとしたしました。

なお、取締役会決議前日の終値は293円であり、取締役会決議前日までの最近1か月間、3か月間、6か月間、当社株式の終値の各平均値と比較すると、1か月平均株価は273.84円（プレミアム率7.00%）、3か月平均株価は260.64円（プレミアム率12.41%）、6か月平均株価は363.12円（割引率19.31%）となります。

##### 当社取引先及び当社関係者への発行価格

当社は、取引先及び当社関係者への発行価格を、直前3ヶ月間の終値平均260.64円を参考に235円（ディスカウント率9.84%）といたしました。

平成21年10月22日に行った第三者割当増資後の株価の急激な変動は、同年11月末には収束したものであると思われるため、比較的株価が安定している期間である直近3ヶ月を採用いたしました。

また、ディスカウント率につきましては割当予定先と協議し、取引先及び関係者については、中長期的な観点から経営に協力して頂くことになることから、当社の発行済株式総数と第三者割当により発行される新株式数、株式の出来高等のマーケット諸要因、当社の現状等を勘案して決定したものであります。

この発行価額については日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

なお、取締役会決議前日の終値、取締役会決議日前日までの最近1か月間、6か月間の当社株式の終値の各平均値と比較すると、取締役会前日の終値は293円（割引率19.80%）、1か月平均株価は273.84円（割引率14.18%）、6か月平均株価は363.12円（割引率35.28%）となります。

上記の内容につきましては、平成22年3月5日開催の取締役会において十分に検討され、出席取締役全員の賛成により決議されました。また、社外監査役と独立した外部専門家である弁護士及び公認会計士の3者からなる第三者委員会からは、本件第三者割当増資に際しての発行条件の設定等については、相当なものである趣旨の意見を得ており、合理的なものであると判断しております。これらにより、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しないと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当該第三者割当により新株式が1,350,000株発行され、現在の当社の発行済株式総数13,151,000株の10.27%（本書提出日現在の議決権総数118,004個に対する比率は11.44%）となり、当社普通株式につき1株当たりの持分割合が希薄化することになります。

今回の第三者割当増資は、銀行債務を圧縮し自己資本勘定を回復させ、財務基盤の安定の上に、既存事業の整備拡張を行うことが可能になり、迅速な企業価値回復に不可欠なものと判断しております。

当社取締役会としては、厳しい経済環境下で健全な財務基盤を確保するためにはカー用品事業を基盤とする必要がある一方、収益構造を転換しながら企業価値回復も早急にはかって行かなければならないと認識し、当社創業の精神、株式公開時からのカー用品事業の市場動向の変化、その後手掛けた、車検事業、車販売事業の将来動向などの諸要因を勘案し、既存株主に希薄化の影響を及ぼすものの、企業価値回復を早急に実現することで当社に対するご期待にお答えすべきとして、今般の第三者割当増資は合理的選択肢であると判断しました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

今般の第三者割当増資により新株が1,350,000株発行され、過去6か月以内に行われた平成21年10月22日の第三者割当増資により発行された新株式5,050,000株と新株予約権150個（1,500,000株分）を加えると合計7,900,000株が発行されており、平成21年10月22日直前の総株数の議決権5,550,400株から比べると142.33%の株式が発行されており、25%以上に該当することとなるため、大規模な第三者割当増資となります。

今般の取締役会の判断については、出席された各監査役にその議論の経緯を厳格にモニタリングして頂き、適正に手続きが実施されたことを監視して頂くとともに、必要なお意見を頂戴しました。手続きの適正性を含めた本件第三者割当の相当性

の確保について検討した結果、割当予定先が当社会長廣岡等であり、目的が当社存続のための債務返済となること、及び、当社を運営・維持させるための、最小限の投資資金を得るために、当社の取引先及び関係者に限られた小規模な増資になることから、今回の増資に関しては株主の利害を損なわないものと判断致しました。

また、今回の割当予定先の当社事業へのご理解と保有期間を考慮するとともに、既存株主の利益保護を勘案しましても、株式希薄化の規模が合理的な範囲内であるものと判断しております。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
中村 義巳	東京都世田谷区	2,200,000	18.64	2,200,000	16.54
廣岡等	千葉県浦安市	805,840	6.83	1,425,840	10.57
株式会社 A & E	東京都港区新橋 5 丁目 20 番 1 号	840,000	7.12	840,000	6.32
広岡昭彦	千葉市稲毛区	669,660	5.67	669,660	5.03
(株)Nakamitsu Motors	千葉県市川市原木 1 - 2 - 3	600,000	5.08	600,000	4.51
広岡大介	東京都中央区勝どき	593,660	5.03	593,660	4.46
ウェーブ会	千葉市稲毛区宮野木1850	518,000	4.39	518,000	3.89
広岡耕平	千葉県浦安市	489,660	4.15	489,660	3.68
ミシュランタイヤ千葉販売	千葉県四街道市小名木83番 1	176,200	1.49	376,200	2.83
井上義人	東京都葛飾区白鳥 3 丁目 14 番 18 号			300,000	2.26
計		6,893,020	58.41	7,993,020	60.09

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### ？ 大規模募集に至る経緯

当社は、自動車用品事業を取り巻く環境が厳しいなか、近年オープンした店舗等の不振、カーナビゲーション等の標準装着化による売上減少及び競争激化による売上総利益の減少、広告宣伝費の増加による営業利益の減少等により、平成19年3月期から3期連続して当期純損失を計上しており、業績悪化が続いております。

このような状況において、当社が資金を調達していた金融機関に対して、借入金の約定返済が難しい状況となったため、借入先金融機関に対し「経営改善計画」を提出し債務返済期限の延長を要請し、平成20年6月11日にこれら金融機関との間で「債権者間協定書」の調印を終了いたしました。

「債権者間協定書」の概要は次のとおりであります。

#### 債務の内容

借入先：借入先金融機関全6行

債務の種類：借入金

債務の総額：5,369百万円

#### 金融支援の内容

協定期間を平成20年5月より平成22年7月末日までとし、各決算期末(3月末)における余剰資金を年1回、非保全借入金の割合に応じて返済する予定。

#### 経営改善計画の概要

##### (1) 計画期間

計画期間は、平成21年3月期から平成23年3月期まで3ヵ年

##### (2) 経営改善計画の内容

###### 店舗リストラ

不採算店舗6店の閉鎖

宇都宮店、小山店、土浦店、及びオイルボーイ3店(塩浜店、津田沼店、三角町店)

テナント開発・余剰施設の削減により固定費の圧縮に努める

新山下店、たまさかい店へのテナント誘致等

###### 営業戦略の見直し

物販を量販するための売上重視から利益重視とします。

物販主体からサービス主体に切替えます。

###### 固定費の見直し

役員報酬カット、人件費の削減、広告宣伝費の削減、地代家賃の削減を行う。

###### 資産売却

投資有価証券、遊休不動産の売却を行う。

##### (3) 債務弁済計画

各決算期末の余剰資金により、上記の方法により返済を行う。

この計画に従い、平成21年3月期には、投資有価証券の売却、不採算店舗の閉店(オートウェーブ4店舗、オイルボーイ4店舗)を完了するとともに、役員数の削減を実施しております。さらに閉店に伴い人件費を削減しております。平成20年8月及び9月には閉店3店舗の不動産を、平成20年10月には平成16年に閉店し現在賃貸中の旧野田店の不動産を売却し資産の流動化を図りました。しかしながら、不採算店舗の閉鎖等の効果は、平成21年3月期では未だ十分に発現せず経常利益の黒字化には至っておらず、平成19年3月期から3期連続で経常損失、当期純損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなりました。また、上記「債権者間協定書」に含まれる「経営改善計画」における粗利額が、計画比大幅な未達となり、経常利益にて大幅な乖離が生じているため、「債権者間協定書」に定められた「協定からの離脱」に抵触し、協定金融機関が離脱する可能性があり、金融機関から新たな資金支援が得られるか不透明な状況となりました。

当該状況により、平成21年3月期有価証券報告書における「継続企業の前提に関する注記」には「現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」と表記することになりました。このため、取引先様より当社事業の継続性に対する不安が寄せられ、取引先から商品代金の支払日の前倒しや、保証金の差し入れを求められるなど、取引条件の変更を求められています。こうしたことからキャッシュ・フローの悪化を招くとともに、仕入単価が上昇するなど、粗利額の改善が遅れ、売上達成と経費改善は進んでいるものの、結果として計画通り経常利益が生み出せず、資金繰りが圧迫されております。

平成21年3月期第3四半期連結累計期間においても経常損失137百万円を計上しており、計画通り経常利益が生み出せておらず、平成21年3月期第4四半期連結累計期間においても、計画を下回る状況が続いております。

また、手元資金については、平成22年3月期第1四半期決算の四半期連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」は252,145千円まで減少し、在庫削減等による経常資金収支の改善に努めているものの限界があり、資金繰りが圧迫されることになりました。

このような状況のもと、当社は平成21年10月に資金ショートを起こす見込みとなり、会社存続の危機に陥ったため、会社存続のために必要な事業資金を確保することが急務なものと判断し、平成21年9月18日付で第三者割当の方法により、新株式および新株予約権の発行の取締役会決議を行い、平成21年10月22日に505百万円の資金を確保いたしました。

当該第三者割当増資による新株式発行により調達した資金については、資金ショートへの対処および、平成22年3月期下期の経営基盤を安定させるため、緊急性の高い用途に充当しております。

また、当該第三者割当増資による新株予約権(3億円分)については、老朽化した店舗に新規店舗を建設する目的で発行いたしました。平成22年1月21日から平成22年3月4日までの行使を通じて確保した2億4千万円の資金を、取引先への差入保証金に充当すると共に、今後成長を期待している自動車販売の中古車買取資金に活用しています。

？現在の経営状況について

平成22年2月8日発表、オートウェーブ連結業績(単位百万円)からの抜粋

	第2四半期累計期間	第3四半期会計期間	第4四半期会計期間 (予想)
売上	6,879	3,435	2,996
経常損失	354	22	214
純損失	379	267	209
現金同等物残高	173	256	330

当社の業績は、平成22年2月8日に発表した内容の通り、売上は低迷をしているものの、仕入原価、販売管理費の圧縮を通じて、前期に比べ、経常利益で改善する見込みであり、第3四半期に計上した減損会計引当金、閉店、合理化に伴う構造改革引当金などを引当てたことにより、当期純利益は前期より悪化する見込みであります。

また、手元資金については、新株予約権の行使が平成22年1月21日より平成22年2月25日の期間に240百万円あったことなどから、平成22年3月31日の現金及び現金同等物の予想残高は、330百万円になる予定であり、投資活動を除く来期必要となる運営資金は当面確保できる見込みです。

？今回の第三者割当増資の目的

廣岡等への割当により調達する175,800千円は、当社の借入債務を圧縮する目的で払込金額の全額を銀行からの借入金の返済に充当します。

当社は、6銀行と結んだ債権者間協定書の債務弁済計画により、協定期間を平成20年5月より平成22年7月末日までとし、各決算期末(3月末)における余剰資金を年1回、非保全借入金の割合に応じて返済する予定で計画しておりましたが、平成21年3月末(前期)と平成22年3月末(今期)の2期連続で決算期末に余剰資金が生まれない見込みとなり、平成22年7月末日に期限の到来する銀行と交わした債権者間協定書の履行が難しい状況となっております。当社は、事業継続のためには平成22年5月末に予定されている債権者間協定書の再締結を行うことが不可欠であります。現状のままでは再締結が難しい状況です。このため、当社は、当社会長の廣岡等が持つ金融資産を売却及び解約により処分し、その資金をもって平成22年4月末日に返済期を迎える銀行債務の一部弁済を行うことが望ましいと判断し、当社会長の廣岡等の了解を得て廣岡等の金融資産の売却と定期預金解約を原資とした返済資金の確保を行い、そこで確保した資金を、債務弁済資金に充てることといたしました。これにより、債権者間協定書の再締結が確定となるものではありませんが、当社が平成22年1月に行った人員合理化による経費削減やその他の費用削減の実績を積み重ね、来期(平成23年3月期)の黒字転換計画の蓋然性を高めながら、債権者間協定書の再締結を、協定銀行にお願いしてまいります。今回の銀行債務の弁済資金は、全て当社会長の廣岡等が提供した個人資産処分により確保した資金を充てており、当社の資金事情からこれ以外の方法による返済資金確保は困難でした。こうした状況のもと、廣岡等の私財提供した金額に相当する新株式をディスカウントのない当社株式の市場価格で除し、求められた株式数で廣岡等への第三者割当増資することといたしました。

取引先等及び当社関係者への割当により調達する172,950千円は、a. 板金・車検事業の設備投資、b. 老朽化した7店舗(宮野木店、柏沼南店、浜野店、富里店、美女木店、新山下店、君津店)の店舗改装費、c. システム構築費として充当します。

a. 板金・車検事業の強化のための設備投資資金 30,000千円

柏店と美女木店の板金事業強化を行い、板金事業の売上を今期に対して倍増させるため、機械設備の拡充を図るための設備投資となります。また、君津店で新たに車検事業を開始し、君津店の収益性の向上を図ることを目的とした設備投資

となります。

店舗	支出時期	支出額
美女木店	平成22年 5 月頃	10,000千円
柏沼南店	平成22年 8 月頃	10,000千円
君津店	平成22年 4 月頃	10,000千円

b．老朽化した7店舗の改装費用 平成22年 4 月 1 日以降 112,950千円

開店後10年以上経過した店舗では、外壁の劣化や汚れがあるなど、競合店と比べて見劣りする状況があり、また、店舗内外の照明設備が旧式で、照明が暗く電気代がかかりすぎる問題があることや、レジが分散し非効率となっていることなど、店舗改装の重要性が増してきております。こうした改装を通じて、減少している集客数に歯止めをかけ、カー用品の売上の挺入れを図るとともに、水道光熱費の削減や人員の合理的な配置を併せて行い、投資資金の効率的な回収をはかるよう計画しております。

店舗	支出時期	支出額
美女木店	平成22年 5 月頃	22,950千円
柏沼南店	平成22年 8 月頃	30,000千円
宮野木店	平成22年 9 月頃	20,000千円
富里店	平成22年10月頃	10,000千円
君津店	平成22年10月頃	10,000千円
浜野店	平成23年 2 月頃	10,000千円
新山下店	平成23年 2 月頃	10,000千円

c．車検・カーケアのシステム構築費 平成22年 9 月頃 30,000千円

今後当社が期待する車検事業および車検を含む自動車メンテナンスとして好評なカーケアクラブの事業活動を円滑に進めるため、保守限界を超過した現在の車検システムを、再構築するためのシステム投資を計画しております。

なお、平成21年 9 月18日の第三者割当増資を行う際に発表した宮野木店タイヤ館の建設計画については、当該増資が一部失権したことにより、新たな資金の目処がつくまで計画を延期しておりましたが、投資額が3億円となり、大規模となること並びに当初期待した投資効果が見込めないことから当分の間見合わせることにいたしました。

当該第三者割当により新株式が1,350,000株発行され、現在の当社の発行済株式総数13,151,000株の10.27%（本書提出日現在の議決権総数118,004個に対する比率は11.44%）となり、当社普通株式につき1株当たりの持分割合が希薄化することになります。また、今般の第三者割当増資により新株が1,350,000株発行され、過去6か月以内に行われた平成21年10月22日の第三者割当増資により発行された新株式5,050,000株と新株予約権150個（1,500,000株分）を加えると合計7,900,000株が発行されており、平成21年10月22日直前の総株数の議決権5,550,400株から比べると142.33%の株式が発行されており、25%以上に該当することとなるため、大規模な第三者割当増資となり、当社普通株式につき1株当たりの持分割合が希薄化し、既存株主にとって大きな影響を生ずることを取締役会で議論いたしました。

当社取締役会としては、厳しい経済環境下で健全な財務基盤を確保するためにはカー用品事業を営む必要がある一方、車検事業や自動車営業事業へ収益構造を転換しながら企業価値回復を早急にはかって行かなければならないと考えており、仕入体制、消費者動向の変化、自動車全体の市場の将来動向などの諸要因を勘案し、既存株主に希薄化の影響を及ぼすものの、企業価値回復を早急に実現することで当社に対するご期待にお答えすべきとして、今般の第三者割当増資は合理的な選択肢であると判断しました。

本件第三者割当増資と6か月以内に当たる平成21年10月22日に行われた第三者割当増資とを加えると第三者割当増資が大規模なものとなることから、ジャスダック証券取引所の行動指針に照らしたとき、平成21年12月末前に行った第三者割当増資は、通算する必要がないものの、上記のような取締役会の判断については、出席された各監査役にその議論の経緯を厳格にモニタリングして頂き、適正に手続きが実施されたことを監視して頂くとともに、必要なご意見を頂戴し

ました。そのうえで、下記のような企業行動規範上の手続きを講じ、取締役会の判断した大規模な第三者割当の必要性及び相当性と取締役会の承認手続きの適正性について第三者委員会のご意見を求めたところ、下記のとおり、今般の第三者割当増資が適法なものであり、かつ、当社の存続にとって必要かつ不可欠なものであるという意見を頂きました。当社取締役会は、第三者委員会の意見書を受けて、手続きの適正性を含めた本件第三者割当の相当性の確保について検討した結果、割当予定先として廣岡等と取引先及び当社関係者を選定したこと、増資の規模、発行価格決定が適正なものであると判断いたしました。

一方、株式会社ジャスダック証券取引所が平成21年12月30日に改定した「上場会社の企業行動に関する規範」においては、希薄化率が25%以上となる第三者割当について、a. 経営者から一定独立した者による当該割当の必要性および相当性に関する意見の入手、または、b. 当該割当に係わる株主総会の決議などによる株主の意思確認が求められており、当社も同規範を遵守するため、本件増資についても、経営者から一定独立した者による当該割当の必要性および相当性に関する意見を取締役会決議の前に求めることといたしました。

今般の第三者割当増資に関して、当社は、同a. 条項に基づき、本件第三者割当増資について利害関係を有さない経営者から独立した者である社外取締役と当社顧問弁護士及び独立した外部専門家である公認会計士の3者からなる第三者委員会を組成し、同委員会に対し、本件第三者割当の必要性および相当性と取締役会の承認手続きの適正性について意見を求めました。なお、当該弁護士及び公認会計士の選任に当たっては、顧問契約とは別に独立した契約を結ぶなど、独立性の確保に努め、第三者割当増資に対する専門性や実務経験、金融業界への関与度合い等を勘案してこれを行いました。当該第三者委員会から、意見提出に先立って、本件第三者割当が、過去半年間の希薄化率が145.03%を超えて支配株主の異動を伴う大規模な第三者割当増資であり、当社の経営基盤及び経営方針の大幅な転換となるため、株主・投資者の利益保護及び市場の信頼維持を目的とする上記企業行動規範の趣旨からは、手続の適正性を確保するために上記b. 条項に基づく株主の意思確認を行うことが望ましいかを検討し、今般の第三者割当増資が適法なものであり、かつ、当社の存続にとって必要かつ不可欠なものであるとのコメントが出されました。これに対して当社取締役会は、第三者委員会の意見書を受けて、割当予定先として廣岡等と取引先及び当社関係者を選定したこと、増資の規模、発行価格決定が適正なものであると判断いたしました。

当第三者委員会は、本件第三者割当増資に関する事項（発行の目的および理由、調達資金の額、用途および支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成および持株比率、業績への影響の見通し）、ならびにその他必要と認められる事項について、取締役会に必要な資料を求めるとともに、取締役役に対して質問を実施しました。

上記手続きを経て、当該第三者委員会からは、財務基盤安定のための資本充実及び収益構造の転換のための資本増強の観点から、本件第三者割当の必要性および相当性には問題がないとの意見を入手しております。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部【追完情報】

#### 1 臨時報告書の提出について

当社は、組込情報である有価証券報告書（第20期事業年度）の提出日以降、以下のとおり臨時報告書を提出しております。

（平成21年9月16日提出の臨時報告書）

当社は、平成21年8月22日開催の取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出しております。

##### (1) 代表者の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (平成21年8月31日現在)
櫻井 州明 (昭和34年5月30日生)		代表取締役社長	株

##### (2) 異動の年月日

平成21年8月31日

（平成21年10月27日提出の臨時報告書）

1) 当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しております。

##### 主要株主の異動

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

新たに主要株主に該当することとなるもの  
名称 ウェーブ会

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5,383個	9.70%
異動後	5,575個	10.04%

##### (3) 当該異動の年月日 平成21年4月20日

##### (4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,091,900,000円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 10,601,000株

- 2) 当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しております。

#### 主要株主の異動

- (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主に該当しないこととなるもの

名称 ウェーブ会

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5,877個	10.59%
異動後	5,180個	9.33%

- (3) 当該異動の年月日 平成21年9月17日

- (4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,091,900,000円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 10,601,000株

- 3) 当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しております。

#### 主要株主の異動

- (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主に該当することとなるもの

氏名 戸谷 雅美

名称 株式会社A & E

主要株主に該当しないこととなるもの

氏名 廣岡 等

氏名 廣岡 昭彦

氏名 廣岡 大介

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

戸谷 雅美

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	25,500個	24.06%

株式会社 A & E

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	12,000個	11.32%

廣岡 等

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	8,058個	14.52%
異動後	8,058個	7.60%

廣岡 昭彦

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	6,696個	12.06%
異動後	6,696個	6.32%

廣岡 大介

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5,936個	10.69%
異動後	5,936個	5.60%

(3) 当該異動の年月日 平成21年10月22日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,091,900,000円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 10,601,000株

(平成21年11月10日提出の臨時報告書)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しております。

主要株主の異動

異動（一）

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主に該当しないこととなるもの

名称 株式会社 A & E

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合  
株式会社 A & E

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	12,000個	11.32%
異動後	8,200個	7.74%

(3) 当該異動の年月日 平成21年10月28日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,091,900,000円  
本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 10,601,000株

異動（二）

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

新たに主要株主に該当することとなるもの

氏名 中村 義巳

主要株主に該当しないこととなるもの

氏名 戸谷 雅美

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

中村 義巳

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	
異動後	22,000個	20.75%

戸谷 雅美

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	25,500個	24.06%
異動後	0個	

(3) 当該異動の年月日 平成21年10月30日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,091,900,000円  
本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 10,601,000株

（平成22年1月21日提出の臨時報告書）

当社は、平成22年1月20日開催の取締役会において、平成22年4月1日（予定）を効力発生日として、当社を存続会社とし、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社シーエムサウンドを吸収合併することを決議するとともに、平成22年1月20日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出しております。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社シーエムサウンド

住所 千葉県稲毛区宮野木町1850番地

代表者の氏名 代表取締役社長 菅野 英貴

資本金 10百万円

事業の内容 カーエレクトロニクスの卸

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 200個

異動後 - 個(吸収合併により消滅)

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 - 個(吸収合併により消滅)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社を存続会社とし、当社の特定子会社である株式会社シーエムサウンドを消滅会社とする吸収合併を行うことにより、株式会社シーエムサウンドが当社の特定子会社に該当しないこととなるためであります。

異動の年月日

平成22年4月1日(予定)

(平成22年2月19日提出の臨時報告書)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出しております。

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主に該当することとなるもの

名称 株式会社A & E

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	8,200個	7.74%
異動後	13,900個	11.88%

(3) 当該異動の年月日 平成22年2月17日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,202,450,000円

本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 11,701,000株

(平成22年3月3日提出の臨時報告書)

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出しております。

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主に該当しないこととなるもの

名称 株式会社A & E

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	13,900個	11.88%
異動後	8,400個	7.12%

(3) 当該異動の年月日 平成22年 2月23日

(4) その他の事項

本臨時報告書提出日現在の資本金の額 1,212,500,000円  
本臨時報告書提出日現在の発行済株式総数 11,801,000株

## 2 資本金の増加について

組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社情報 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書提出日以降、平成22年3月5日まで次のとおり増加しております。

平成21年3月31日現在の資本金 (千円)	増加額(千円)	平成22年3月5日現在の資本金 (千円)
839,400	373,100	1,212,500

(注) 上記の資本金の増加は、第2回新株予約権権利行使によりであります。

## 3 事業等のリスク

組込み情報である有価証券報告書の記載内容について有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日までの間において、次の事業リスクの追加がありました。将来に関する事項については、本届出書提出日現在で判断したものです。

### 当社に内在するリスク要因

#### (1) 継続企業前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで3期連続の経常損失及び当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなりました。当第3四半期連結累計期間においても、経常損失、四半期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっております。資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と「債権者間協定書」を締結したことで、平成22年7月31日までの資金支援を受けております。「平成21年度経営計画」の中の経費削減による収益改善策は計画通り進捗しましたが、予想外の収益環境の悪化により、売上高及び粗利額が計画比に大幅未達となり、411百万円の経常赤字が生じました。このため、「債権者間協定書」に定めのある「協定からの離脱」に抵触する可能性があり、その後も継続して資金支援を得られるか不透明な状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

四半期連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消するために、現在の収益環境に応じた緩やかな売上構築で、粗利を確実に確保し、同時に大幅なコスト削減計画を強力に推し進め、事業計画の統制管理が行なえる指導体制を構築してまいります。事業のスリム化を狙い、希望退職者の募集を行い、募集人員130名に対し、85名の応募があり、平成22年1月25日付けで75名の退社、平成22年3月25日付けで10名の退社を確定させております。不採算店舗の店舗リストラを行い、一店舗の閉店を平成22年3月に実施する予定です。また、平成21年10月22日に実施された第三者割当による505百万円の新株払込増資、平成22年1月21日に行使された第三者割当新株予約権60百万円による新株式発行があり、当面の資金繰りを確保しております。来年度は、年度内の店舗閉鎖・人員削減により、当年度経常損失に見合うコスト削減を見込んでおりますが、成長分野への経営資源の重点投入をおり込んだ、「平成22年度経営計画」を、現在、策定中であります。また、全金融機関と当社の間で「債権者間協定書」の再締結を通じた継続的な資金支援を依頼しております。これらの対応策による限りでは、一年間の資金繰りに問題はございません。

当社グループは、これらの対応策を実行中ですが、事業環境の悪化や収益化体質への転換が進まない場合もあり、また、全金融機関と平成22年7月31日以降の資金支援について協議を行ないながら進めていくという状況であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

#### (2) 増資関連のリスク要因

当社代表取締役会長へ割当てられる約63万株の第三者割当増資については、払込額が確定しており、廣岡等の口座に全額預託されていることから、払込が行われないリスクは極めて低いものと判断しております。

取引先及び関係者に割当てられる65万株については、上場企業と除く全ての企業及び個人から、資金の十分性を示す書類をご提出いただき、当社の取引先等であることを併せて考慮すれば、払込が行われないリスクは極めて低いものと判断しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第21期 第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高島 誉章 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大竹 栄 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、2期連続の経常損失を計上し、当連結会計年度においては多額の減損損失等により当期純損失2,104,486千円となり、また、営業キャッシュ・フローについても2期連続のマイナスとなり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は固定資産の減損に関するグルーピングの方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原隆志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで2期連続の経常損失、当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローも2期連続してマイナスとなり、当第3四半期連結累計期間においても、経常損失、当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなった。また、資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と締結した「債権者間協定書」に定めのある「協定からの離脱」条項に抵触する可能性がある。こうした状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において3期連続の経常損失及び当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなった。資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と締結した「債権者間協定書」に定めのある「協定からの離脱」条項に抵触している。また、金融機関から新たな資金支援を得られるか不透明な状況にある。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な資産の評価基準及び評価方法「たな卸資産」に記載されているとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オートウェーブの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社オートウェーブが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆 志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オートウェーブ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで3期連続の経常損失、当期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローについても3期連続してマイナスとなり、当第3四半期連結累計期間においても、経常損失、四半期純損失を計上し、営業キャッシュ・フローもマイナスとなっている。資金面においては、金融機関から平成22年7月31日以降も継続して資金支援を得られるか不透明な状況にある。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成22年1月21日に新株予約権の一部が行使された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 高島 誉章 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大竹 栄 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、2期連続の経常損失を計上し、当事業年度においては多額の減損損失等により当期純損失1,833,478千円となり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は固定資産の減損に関するグルーピングの方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

株式会社 オートウェーブ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原 隆志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 栄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートウェーブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オートウェーブの平成21年3月1日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において3期連続の経常損失及び当期純損失を計上した。資金面においては、平成20年5月30日に全ての取引金融機関と締結した「債権者間協定書」に定めのある「協定からの離脱」条項に抵触している。また、金融機関から新たな資金支援を得られるか不透明な状況にある。こうした状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法に記載されているとおり、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。